

## 第5章 持続可能な循環型社会づくり

### 第1節 2Rの促進による資源ロスの削減

#### 〈主な指標と最新実績〉

県民一人一日当たりのごみ排出量	986g (平成29年度)
県民一人一日当たりの生活系収集可燃ごみ排出量	565g (平成29年度)
一般廃棄物の再生利用率（リサイクル率）	15.1% (平成29年度)

### 第1項 ごみを発生させないライフスタイルの変革の推進

#### 1 群馬県循環型社会づくり推進計画の推進

【廃棄物・リサイクル課】

県では、循環型社会づくりを県民、事業者、行政が協力して進めていくために、具体的な目標を掲げた「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」(二次計画)を平成28年3月に策定しました。

二次計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(廃棄物処理法)第5条の5に基づき、廃棄物の減量その他その適正処理に関する事項を定めた法定計画です。また、県が進める循環型社会づくりにあたっての基本的事項を定めたものとなっています。

県では、二次計画に基づき、ごみの減量化やリ

サイクルを推進し、循環させる資源の「量」に着目した取組に加え、資源の性質を活かす「質」の高い資源の循環的な利用を実現する循環型社会づくりを目指しています。

◇計画期間 平成28年度～31年度（4年間）

◇計画の基本方針（基本理念及び基本目標）

二次計画では、概ね2030年を展望し、群馬県における廃棄物の適正処理及び循環型社会づくりに向けた基本理念、基本目標を次のとおり定めています。

#### ○基本理念

- ・廃棄物の適正処理を更に推進させながら、群馬県の地域特性を活かして、廃棄物に含まれる有用な資源をより多く回収し、資源の性質に応じた「質」の高い循環的な利用を実現します。

#### ○基本目標

- ・県民等各主体（県民、市民活動団体等、事業者、廃棄物処理業者等、市町村、県）相互の連携の強化によるごみの減量及び資源化の推進
- ・「ごみ」が「循環資源」として再認識され、排出の抑制と「質」の高い循環的な利用が定着している社会の実現
- ・地域循環圏の形成による地域創生の実現
- ・大規模災害時にも対応できる広域処理体制の構築

#### 2 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進

【環境政策課】

マイバッグ等の利用は、ごみの減量化や省エネ・省資源をはじめ、循環型社会の構築や温暖化防止に配慮したライフスタイルへの変革に向けて大きな役割を担っています。

県では、低炭素・循環型社会の実現に向けたライフスタイルの普及のため、平成25年度に消費

者（環境）団体、事業者、行政（県及び35市町村）の3者で構成される「群馬県環境にやさしい買い物スタイル普及促進協議会」を設置しました。

この協議会では、消費者（環境）団体を中心に店頭でマイバッグの持参を呼びかける啓発活動を実施し、県民の環境活動を後押ししています。平

型持続可能な循環社会づくり

成30年度は県内12市及び2町にモデル店を設定し、10月から隔月で啓発活動を実施しました。

また、環境に配慮した取組を行う事業者を支援するため、協議会の協力店に登録した事業者を県の環境情報ホームページ「ECO ぐんま」に掲載し、情報発信を行っています。

#### 【平成30年度活動実績】

- ・店頭啓発：54回
- ・協力店：39事業者（379店舗）及び5チェーン（918店舗）（計：1,297店舗）



店頭啓発の様子

### 3 県民への啓発活動（ぐんま3R宣言等）の推進 【廃棄物・リサイクル課】

#### (1) ぐんま3R宣言のサイトの運営等

県民一人ひとりが身近なところから3R（リデュース、リユース、リサイクル）に取り組んでもらえるよう、インターネット等を活用した普及啓発を図りました。

県では、群馬県環境情報ホームページ「ECO ぐんま」の3R宣言のページから、県民に継続して取り組むことのできる3Rの行動を宣言していくだけ、日頃から3Rの活動を意識してもらえるように、名前入りの宣言書を印刷できる仕組みを設け、平成24年度から運営しています。

平成29年度からは、「ECO ぐんま」の3R宣言のページを改修し、インターネットで、子ども向けの宣言書を印刷できるようにしています。

また、イベント会場でも、3Rの活動を啓発するため来場者が簡単に宣言できるよう、インターネットを使用しない記入式の宣言書を準備し、平成26年度から呼びかけています。平成28年度からは、子ども向けの宣言書も用意し、子どもたちにも宣言してもらっています。

平成30年度末の宣言者の累計数は、4,991人です。

#### (2) 3Rリーダーの派遣について

3Rリーダーは、県内で積極的に3R活動に取り組み、3Rについての知識やノウハウを持った3Rの推進者です。

地域や職場、学校等で実施される3Rに関する学習会への3Rリーダーの紹介、派遣をしています。

#### (3) 「ぐんまちゃんのごみBOOK（第二次群馬県循環型社会づくり推進計画普及啓発冊子）」の活用

二次計画普及啓発冊子として作成した「ぐんまちゃんのごみBOOK」を地域の環境学習の場などで活用しています。

#### 【一人一日当たりのごみ排出量】

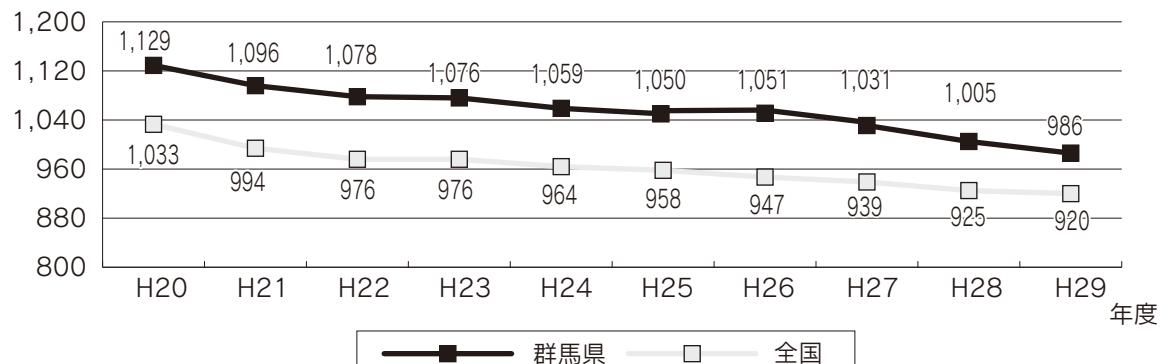
平成29年度の本県における一人一日当たりのごみの排出量は986gで、前年度の1,005gから19g減少しました（図2-5-1-1）。

これは、市町村と連携強化してきた、県民に対する意識啓発や事業者に対する適正排出指導による成果が現れできたためであると考えられます。

平成29年度は、全国平均値の920gに比べて66g多くなっています。

図2-5-1-1 一人一日当たりのごみ排出量の推移

（単位：g / 人・日）



### 【一人一日当たりの生活系収集可燃ごみ排出量】

県民の日々の3Rの実践の成果を「見える化」するため、二次計画において、一人一日当たりのごみ排出量のうち日常的に家庭から排出される可燃ごみの量を指標としました。

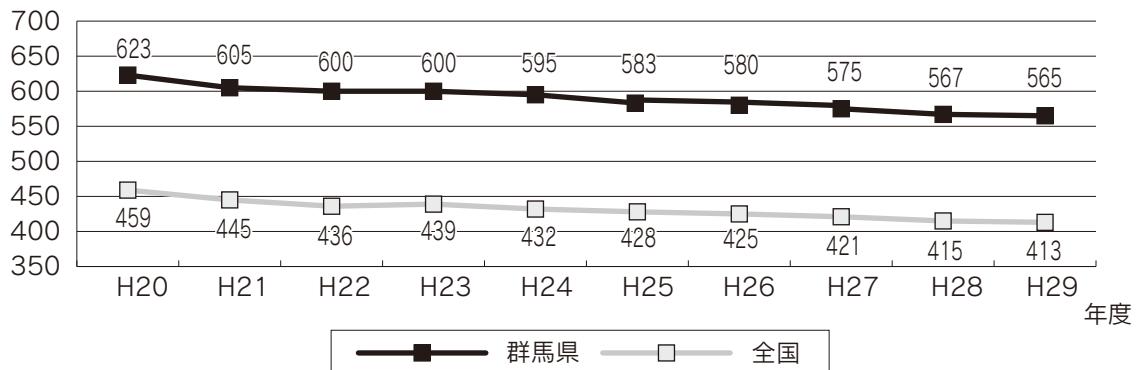
平成29年度の本県における一人一日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量は565gで、前年度

の567gから2g減少しました（図2-5-1-2）。

減少はわずかであり、引き続き市町村と連携し、県民に対する意識啓発等を行い、生活系収集可燃ごみの排出量の減少に努めます。

平成29年度は、全国平均値の413gに比べて152g多くなっています。

図2-5-1-2 一人一日当たりの生活系収集可燃ごみ排出量の推移 (単位: g /人・日)



### 【リサイクル率】

平成29年度の本県におけるリサイクル率は15.1%で、前年度の15.7%から0.6ポイント減少しました。近年は、概ね横ばい傾向で推移しています（図2-5-1-3）。

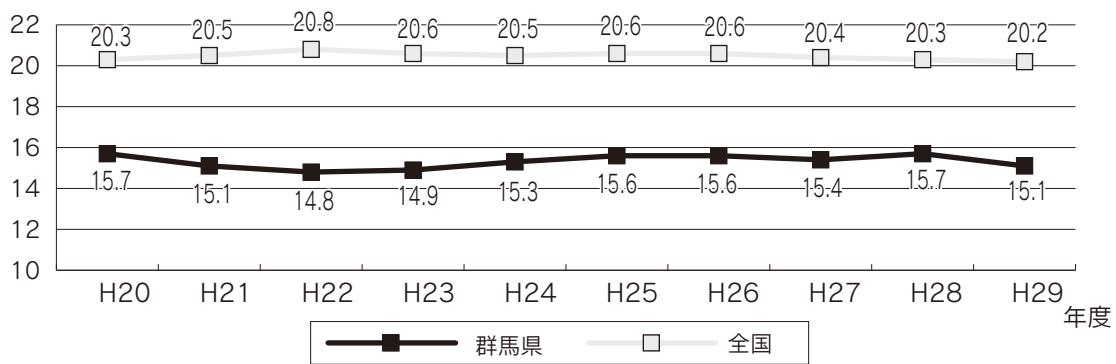
集団回収量が減少傾向にあることや、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法

律」に基づき市町村が分別収集する容器包装廃棄物について、品目・量とともに横ばい傾向にあることが、リサイクル率の「横ばい傾向」につながっていると考えられます。

平成29年度は、全国平均値20.2%と比べ5.1ポイント低くなっています。

図2-5-1-3 リサイクル率の推移

(単位: %)



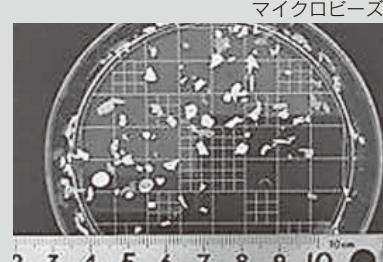
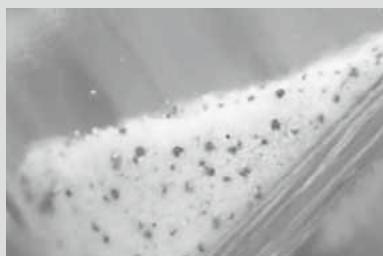
## コラム

### マイクロプラスチックについて

マイクロプラスチックとは、5mm以下の微細なプラスチック類のことです。化粧品中のスクラブビーズや工業用研磨剤等に利用されているマイクロビーズ等（一次的マイクロプラスチック）が自然環境中に流出したものと、大きなサイズで製造されたプラスチックが自然環境中で破碎・細分化されたもの（二次的マイクロプラスチック）に分類されます。

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が世界的な問題となっていますが、海洋中のマイクロプラスチックに含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念されています。

このような状況も踏まえ、平成30年6月に「海岸漂着物処理推進法」が改正され、事業者にマイクロプラスチックの使用抑制を求めるとともに、政府は最新の科学的知見・国際的動向を勘案し、海域におけるマイクロプラスチックの抑制のための施策を検討することとされています。



マイクロビーズ

微細なプラスチック片  
(中央環境審議会循環型社会部会プラスチック資源循環戦略小委員会(第1回)資料から)

## 4 住宅の長寿命化の促進 【住宅政策課】

住宅のストックが量的に充足し、環境問題や資源・エネルギー問題がますます深刻化する中で、これまでの「住宅を造っては壊す」社会から、「いいものを造って、きちんと手入れをして長く大切に使う」社会へ移行することが重要となっています。

住宅の長期使用により、解体や除却に伴う廃棄物の排出を抑制するとともに、建て替え費用の削減によって県民の住宅に対する負担を軽減します。また、より豊かでやさしい暮らしへの転換を図るために、長期優良住宅等の良質な住宅の供給、適正な維持管理の推進及びリフォームの促進等を進め、住宅をより長く大切に使う社会の実現を目指します。

県では平成29年3月に策定した「群馬県住生活基本計画2016」において、以下の2つの指標を掲げ施策を実施しています。

①住宅リフォームの実施率（リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合）  
平成25年：4.1%→令和7年：7%

②新築住宅における認定長期優良住宅の割合  
平成26年：13.4%→令和7年：20%

また、平成28年4月に設立した「群馬県空き家利活用等推進協議会」を活用し、良質な既存住宅の資産価値が適正に評価され、その流通が円滑に行われるとともに、県民の居住ニーズと住宅のミスマッチが解消される循環型住宅市場の実現を目指します。

さらに、「ぐんま住まいの相談センター」及び「群馬県ゆとりある住生活推進協議会」等を活用し、リフォーム市場に関する情報不足等による消費者の不安解消に努めます。

## 第2項 市町村等が実施する2R事業への支援・拡大

### 1 市町村等が実施する2R事業への支援・拡大等 【廃棄物・リサイクル課】

県では、市町村が2R事業を推進するため、会議等を通じて全国の先進的な取組や、参考事例の紹介をしています。

平成30年度は、群馬県のごみ排出に関する調査結果の分析や、全国で取り組まれている食品ロス削減の取組について情報提供をしました。

◎平成30年11月8日

一般廃棄物実務担当係長会議

・一般廃棄物処理実態調査結果の分析について

◎平成31年2月27日

プラスチック製容器包装廃棄物のリサイクル推進に関する担当者説明会

・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の取組について

### 第3項 生ごみの減量、食品ロスの削減

#### 1 / 家庭でできる生ごみの減量対策の啓発及び普及 【環境政策課】

「みんなのごみ減量フォーラム」を群馬県環境アドバイザー連絡協議会と共に開催し、ごみ減量に関する講演会、ごみ減量等に積極的に取り組む団体等の事例発表、意見交換等を行っています。

◎平成30年9月18日開催 参加者140人

##### ア 講演会

テーマ：「食品ロスを減らすために私たちにできること」

講師：井出留美（食品ロス問題専門家）

##### イ 事例発表会及びパネルディスカッション

##### ○事例発表会

・事例発表者：生活協同組合コープぐんま、太田市立太田中学校、（一社）中央ライフ・サポートセンター

##### ○パネルディスカッション

テーマ：「みんなでめざそう！食品ロス削減&生ごみ減量」

コーディネーター：井出講師

パネリスト：事例発表者、群馬県環境アドバイザー連絡協議会代表、廃棄物・リサイクル課長

#### 2 / 食品ロスの削減の促進 【ぐんまブランド推進課、廃棄物・リサイクル課】

市町村や食品関連事業者、農業者団体等に対し、各部局を通じて、食品ロス削減に係る制度や事業等の情報を周知します。

食品の食べ残しや食材の使いきりに取り組む飲食店や旅館・ホテル、食料品小売店を「ぐんまちゃんの食べきり協力店」として登録し、生ごみの減量や食品ロスの削減を推進しています。

平成30年度末の、ぐんまちゃんの食べきり協力店数は、次のとおりです。

飲食店	183店舗
旅館・ホテル	17店舗
食料品小売店	148店舗
合計	348店舗

また、食品の使いきり、料理の食べきり、生ごみの水きりを行う「ぐんまちゃんの3キリ運動」の周知と実施を呼びかけ、食品ロス削減と生ごみの減量を推進しました。



#### レジ袋の有料化について

平成31年3月、国の中環審議会循環型社会部会において、プラスチック資源循環戦略の在り方についての答申が取りまとめられ、環境大臣に手渡されました。この中で、重点戦略の一つとして打ち出されたのが、「レジ袋の有料化義務化（無料配布禁止等）」です。

レジ袋は、スーパーなど商品を入れて持ち帰るだけでなく、様々な用途に使用できる利便性の高いものですが、一方で地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量増加やレジ袋を含めたプラスチック類の不適正な処理などによる環境汚染の深刻化などが世界的な課題となっています。

従来から買い物時のマイバッグ持参などのレジ袋削減の取組が進められてきましたが、日本はワンウェイ<sup>(\*)</sup>の容器包装廃棄量（一人当たり）が世界で二番目に多いと指摘されるなど、一層の取組が求められています。このため、プラスチック製容器包装・製品を必要に使用・廃棄することのないよう消費者のライフスタイルの変革を促すため、レジ袋有料化の義務化が検討されているのです。

環境省の調査結果でも、レジ袋の有料化を自主的に実施した店舗ではレジ袋辞退率が大きく上昇しており、有料化がレジ袋削減に大きな効果をもたらすことがわかります。

県内でも既にレジ袋を有料化しているスーパーがあるほか、レジ袋の辞退でポイント付与や買い物金額からの値引きなど特典を設定しているスーパーも多く、マイバッグの持参が習慣になっている人も多いのではないかでしょうか。スーパーだけでなく、コンビニやドラッグストアでも買い物の際にはマイバッグ持参が当たり前になると、レジ袋有料化にも慌てなくてすみますね。

みなさんもレジ袋有料化の前に環境にやさしい買い物スタイルを実践しませんか。

※通常一度使用した後にその役目を終えること